## 課外活動の自粛要請の限定的緩和について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2020年7月10日)

「課外活動の自粛要請の限定的緩和について」(http://www.kyoto-u. ac. jp/ja/about/foundation/coronavirus/documents/200709\_4.pdf)を踏まえ以下のように質問します。

- 1."(4)上記に違反した団体に対しては、活動の停止を命じることがある。"とありますが、(特に屋外で3時間以内の活動をしない団体にとって)活動自粛を要請された状態と活動の停止を命じられた状態はどう違いますか。
- 2. 活動の自粛要請とは、ウイルスの流行の状況について学生個々人が独自に判断し、各々の意志で自粛することを促す学生の自由を重んじたものだと理解していました。しかし、活動した団体に対し活動の停止という罰則が設けられれば、活動はすることが出来ないため各々の意志で自粛しているとは言えません。感染数抑制を重んじて罰則が設けられるならば、活動の自粛要請とはいえず、活動の禁止と言うべきではないでしょうか。自粛要請と言っては自由を重んじているかのようで不適切だと考えます。
- また、"(2)実施できるための条件"などとありますが同様に本当に自粛を要請しているだけなのならば学生は独自の判断で活動を実施できるはずです。大学当局が活動のガイドラインを示すことは有用だと思いますが、禁止をしていないのに条件を提示することには矛盾を感じます。
- 3. 学生が個人的に屋内で会合や飲食をすることを禁止する大学の発表は未だなかったと思いますが、なぜ団体として行う飲食を伴う会合のみを禁止するのですか。
- 4."(c) 有観客での試合、公演、集会など"の自粛を要請するとありますが、発話する人が聴衆と離れた位置に立ち、聴衆もマスクを着用する、換気をする、対人距離を取るなどの対処をした状況であれば感染リスクは十分低いようにも思います。大学として感染リスクを評価したうえで自粛を要請していますか。またそうしているのであれば、どのように評価しているのですか。

また、活動制限の緩和に伴ってガイドラインや条件に反した飲食を伴う会合などが開かれてしまうことを考慮していることが、制限の緩和を踏みとどまる理由の一つになっていますか。

緊急事態宣言の解除や世間の自粛緩和ムードに流されず、4月からの体制を貫いてる 点について京都大学として判断を下しているという信頼がおけます。しかし、上記につ いては疑問を感じるのでご説明願います。

【回答】(回答日:2020年7月14日)

(回答者:教育推進・学生支援部厚生課)

1. 活動自粛の要請と活動停止の状態はどちらも活動をしていないという意味では同じですが、自粛の場合は、周囲が自粛解除されれば活動が可能となりますが、停止の

場合は大学が許可を出すまで活動をすることができません。

- 2. 大学として感染拡大防止の社会的責任を果たすため、活動の停止を命ずる場合があるとしたものです。
- 3. 飲食等により感染拡大を招くリスクが高まります。それが団体となれば、そのリスクがより高まるためです。
- 4. 有観客の試合、公演、集会を制限しているのは、観客の情報管理が難しく、三密を避けられないリスクを負うことに起因しています。初めからすべて解除できるわけではないことをご理解ください。